

部局名	事業名	細事業名	事業費	果費	事業概要(目的)	政策体系名
医療保健部	保険給付費等交付金	保険給付費等交付金	131,150,687	0	県は、市町の財政状況その他の事情に応じた財政調整を行うため、療養の給付等に要する費用について、市町に保険給付費等交付金として支出する。	地域医療提供体制の確保
医療保健部	後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等	21,964,218	0	後期高齢者医療制度の財政構成のうち、現役世代が担う約4割分について、保険者は75歳未満の被保険者の健康保険料に後期高齢者支援金分を含めて徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付する義務を負う(国保は都道府県が納付)。	地域医療提供体制の確保
医療保健部	前期高齢者納付金等	前期高齢者納付金等	75,481	0	前期高齢者(65歳～74歳)を対象として、被用者保険と国民健康保険間の医療費負担を調整するため、社会保険診療報酬支払基金が全保険者(国保は都道府県)から徴収するものであり、前期高齢者加入率が全保険者平均を上回る保険者に、前期高齢者交付金として交付されることとなる。	地域医療提供体制の確保
医療保健部	介護納付金	介護納付金	7,590,872	0	保険者は、介護保険制度第2号保険者(40歳以上65歳未満)の健康保険料に介護保険分を含めて徴収し、介護分を社会保険診療報酬支払基金に納付する義務を負う(国保は都道府県が納付)。同基金は、この納付金を各市町の介護保険の給付及び予防給付に要する費用の額に充てるために介護給付交付金として交付する。	地域医療提供体制の確保
医療保健部	病床転換支援金等	病床転換支援金等	138	0	療養病床について、老人保健施設等への転換を進めるため、保険者は、社会保険診療報酬支払基金に納付する義務を負う(国保は都道府県が納付)。	地域医療提供体制の確保
医療保健部	共同事業拠出金	共同事業拠出金	123,699	0	高額な医療費の発生による財政への急激な影響を緩和するために、著しく高額な医療費(レセプト1件420万円超)を対象に都道府県からの拠出金、国からの負担金を財源とし、全国で費用負担の調整を行う。	地域医療提供体制の確保
医療保健部	基金積立金	国民健康保険財政安定化基金積立金	408,289	0	県は、国民健康保険の財政の安定化を図るため、財政安定化基金を設け、収納不足や医療費増加等に対応する貸付・交付の事業に必要な費用に充てる。	地域医療提供体制の確保
医療保健部	総務管理費	総務管理費	3,447	0	国保財政運営に必要な事務費等(運営協議会開催にかかる費用、国保連合会負担金等)	地域医療提供体制の確保